

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【告示】 ○ 令和二年度県統計調査の実施 ○ 簡易な方法による開示請求をすることができる個人情報指定の一部改正 ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 ○ 准看護師試験に係る指定試験機関の指定 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ ○ ○ ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 一般競争入札の実施 ○ 【公安委員会】 ○ 警備業法に基づく検定 ○		統計分析課 総務学事課 環境管理課 医療推進課 県民生活交通課 建築指導課 警察本部会計課 生活安全企画課	
		目次	
		担当課（室）	

令和2年4月28日 岡山県公報 第12189号

◎岡山県告示第二百五十二号

令和二年度において、次の県統計調査を実施する。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

環境に関する県民等意識調査

2 目的

県民及び事業者の環境に対する意識を把握し、次期岡山県環境基本計画を策定するための基礎資料を得るため。

二 県統計調査の対象の範囲

十八歳以上の県内在住者及び従業員数が三十人以上の県内事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

環境に対する意識

2 その基準となる期日

令和二年五月一日

四 報告を求める者

十八歳以上の県内在住者のうち二千五百人及び従業員数が三十人以上の県内事業所のうち五百社

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

六 報告を求める期間

令和二年五月から同年六月まで

七 実施部課名

環境文化部環境企画課

◎岡山県告示第二百五十三号

平成十八年岡山県告示第二百二十二号（簡易な方法による開示請求をすることができ
る個人情報指の指定）の一部を次のように改正する。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表齒科技工士試験の項及び調理師試験の項を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百五十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化部環境管理課において一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

津山市沼字松山六二四番一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、令和二年四月十六日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

令和2年4月28日 岡山県公報 第12189号

◎岡山県告示第二百五十五号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり准看護師試験に係る指定試験機関を指定した。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定試験機関の名称

一般財団法人日本准看護師推進センター

二 主たる事務所の所在地

東京都文京区本駒込二丁目二八番一六号

三 指定年月日

令和二年三月三十一日

〔一七五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和二年四月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

障がい者スキー協会

三 代表者の氏名

池本 智彦

四 主たる事務所の所在地

倉敷市児島味野六丁目八番二九号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいを持たれた方に対して、障がい者スポーツ（スキー）に関する事業を行い、健常者の方と共に手を携えながら障がい者の社会参画の向上に寄与することを目的とする。

令和2年4月28日 岡山県公報 第12189号

〔二七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市高屋字内三又三四九―一六、三五〇―一四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区中島二四六

有限会社シマヤ不動産

代表取締役 梅島 明

三 許可番号

岡山県指令建指第三五七号

令和2年4月28日 岡山県公報 第12189号

〔二七七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字前田一六五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二二五―一グランコートI二〇七

水野 裕之

三 許可番号

岡山県指令建指第三二八号

令和2年4月28日 岡山県公報 第12189号

〔二七八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字水落ノ上八七七―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目三八―六オリーブ一〇一

夏井 將行

三 許可番号

岡山県指令建指第三三八号

令和2年4月28日 岡山県公報 第12189号

〔二七九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字天神前二〇七―一、二一〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一八〇―一シャルマンフルールIB二〇一号室

川本 智成

川本美沙希

三 許可番号

岡山県指令建指第三三九号

〔二八〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市高屋字内三又三四九―一六、三五〇―一四

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区中島二四六

有限会社シマヤ不動産

代表取締役 梅島 明

五 許可番号

岡山県指令建指第三五七号

「一八一」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

警察本部庁舎移転業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県警察本部庁舎移転業務仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和２年11月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和２年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和２年岡山県告示第41号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札

参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 暴力団及び暴力団員等による不当な介入を排除し、この公告に係る契約の適正な履行の確保を図るため、役員及び作業員が次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（参加希望者が個人である場合にはその者を、参加希望者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。

イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

カ 役員等が暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用する等していること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

電話 (086) 226—7234

(2) 申請書の提出期限

令和2年6月1日(月) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700—8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234—0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年4月28日(火)から同年6月1日(月)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ50ミリメートル、重さ4,000グラム以内であるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和2年6月10日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和2年6月11日(木) 午前9時20分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和2年6月1日（月）午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Office relocation of Okayama Prefectural Police Headquarters

(2) Contract period :

From a day of the contract conclusion, through 31 October, 2020

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 10 June, 2020

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

「一八二」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年四月二十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

警察本部庁舎等清掃業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び警察本部庁舎等清掃業務委託仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和2年7月1日から令和4年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した2年3月間の額で入札に付することとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第41号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 平成27年度以降、官公庁、民間企業等において清掃業務に関する契約を1年間に上の期間にわたり履行した実績を有する者であること。
- (7) 暴力団及び暴力団員等による不当な介入を排除し、この公告に係る契約の適正な履行の確保を図るため、役員及び作業員が次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（参加希望者が個人である場合にはその者を、参加希望者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- カ 役員等が暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用する等していること。

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課宁舎管理班

電話 (086) 226－7234

(2) 申請書の提出期限

令和2年6月1日(月) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年4月28日(火) から同年6月1日(月) まで(岡山県の休日を定める

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ300グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和2年6月10日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和2年6月11日(木) 午前9時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和2年6月1日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Office building cleaning services of Okayama Prefectural Police Headquarters

(2) Contract period :

From 1 July, 2020 through 30 September, 2022

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P. M. 10 June, 2020

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

◎岡山県公安委員会告示第五十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年四月二十八日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（一級）	学科試験	令和二年八月七日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	実技試験	令和二年八月二十九日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

三 検定申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地在県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和二年六月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三五

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第五十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年四月二十八日

岡山県公安委員会

一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
	交通誘導警備業務（二級）	学科試験 令和二年八月七日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	実技試験 令和二年九月五日（土曜日）	午前十時から午後五時まで		岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

三 検定申請手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和二年六月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万四千円

（注） 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇 内線三〇三五

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。